

即ちこれ等の事情から見ると、また現指導部中樞を握れる幹部の思想的傾向から見るも、確かに本組合は社會大衆黨支持組合としてよりも更に左翼的な組合と見らるゝのであるが、その古き歴史と有力なる幹部の地方的に分布せる事により、滿洲事変後幾分地方的には勢力の分散せるところもあつたが、また一方分離せる全會派の複帰等により依然其勢力は衰へず、未だに我國最大の農民組合たるの實質を保持し、その呼ぶ掛くる諸運動は我國農民運動の大勢を支取しつゝあるのである。

仍てかゝる意味合に於て組合の臨時的最高の決議機關たる中央委員會の決議を通じて本組合の動向を見ることは、畢竟我國農民運動の動向をも合せ見ること、もなると思はれるので七月三十一日に開催された中央委員會を通じて本組合の社會情勢に対する態度並に今後の方針に就いて一瞥するにと、しやう。

二

本中央委員會は七月三十一日午前十時より午後四時に亘つて東京市芝區協同會館に於いて行はれた。尤も最初は三十日と兩日と亘つて行はれる豫定で

あつたのが、會議開催場所の行違ひにより、前日は懇談會の形式で報告の部のみ行はれたのである。

而して當日の會議議題は——第一 總本部報告 第二 上半期爭議情勢報告と対策（特に爭議防止政策に関して） 第三 小作法制定要求運動並に全農組織活動強化策 第四 總本部財政充實策 第五 全農十五年史編纂事業について 第六 青年部組織方針と當面の活動題目 第七 産業組合に関する報告と対策 米穀自治管理案其他に関する反産運動、産青聯運動についての各地報告とこれに対する方針 第八 「土地と自由」紙面擴張（十六頁）定期刊行案 第九 土地政策研究 農村事情調査について 第十 當面に於ける政治經濟情勢一般についての報告 第十一 府縣会選挙対策——の各項は是等の全部と亘つて熱心に議事は進められたのであるが、この内第三 第七 第十一の各議案は本中央委員會の中心議題であり、事務局に対する態度並に將來の方針決定上最も重大なるものと考へられるのでこれらに就いて少しく詳細と述べて見よう。

(イ) 爭議防止政策に関して

今田内務省に於て登案された爭議防止の爲めの警察官の積極的乘出しの態